

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により、業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和2年11月2日

国際定期便利用促進協議会 会長 足立 統一郎

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和2年度宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対応状況のPR動画作成業務委託

#### (2) 業務の内容

国際定期便の早期再開の機運を高め、外国人観光客の鳥取県への旅行意欲の醸成を図るためには、県内の宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス感染症対策の取組とともに、新型コロナウイルス終息後の来県を促すようなメッセージを発信することが重要である。

については、上記の趣旨を踏まえた動画を作成し、多言語字幕を付した上で各市場向けに発信する。

なお、詳細は令和2年度宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対応状況のPR動画作成業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）及び令和2年度宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対応状況のPR動画作成業務仕様書による。

#### (3) 契約期間 契約日から令和3年（2021年）3月31日まで

#### (4) 予算額 4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (5) 参加申込み

このプロポーザルに参加しようとする者は、令和2年11月25日（水）午後5時15分までに、企画書等を提出すること。

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年11月2日（月）（公募開始の日）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日 付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 令和2年11月2日（月）（公募開始の日）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 別添「令和2年度宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対応状況のPR動画作成業務仕様書」に記載の業務を実施することが可能な体制を有する者。

### 3 評価方法

(1) 企画書の評価は、2を満たしているものの中から、次の項目について評価する。

#### (ア) 企画力

①鳥取県内の宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対策、②県内観光

地等の魅力を海外に PR するために、効果的な打ち出し方を提案するものとなっているか。

(イ) 訴求力

外国人観光客の受入れ再開後に旅行者が安心・安全に県内を旅行できるようなメッセージが響くもの、映像の品質が高く観光地等の魅力が伝わるものとなっているか。

(ウ) 業務遂行能力

業務を遂行するにあたっての十分な人員体制及び柔軟な連絡体制があるか。新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮する企画となっているか。

(エ) 類似業務の実績

過去に類似業務の優れた実績を上げているか。

#### 4 選定方法

- (1) 各審査員の評価点を集計し、その合計点数により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

#### 5 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

国際定期便利用促進協議会事務局

(鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課内) 藤岡

電話 0857-26-7633 ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp

#### 6 提出書類

- (1) プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書
- (2) 企画書6部

ア 企画書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。

(ア) 本業務に対する基本的な考え方

(イ) ①鳥取県内の宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対策、②県内観光地等の魅力を海外に発信するため、効果的な情報発信企画（動画のコンテンツ作成等の具体内容）

(ウ) 多言語字幕への翻訳対応

(エ) 広告配信の提案及び定量成果目標（動画再生回数、広告のクリック数等）

(オ) 業務実施体制

(カ) 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮する事項

(キ) 類似業務の実績

※同レベルの業務内容の実績を記載すること。

※過去にウェブサイト等への素材提供の経験があればその事例を記載すること。

※過去にメディアで取り上げられるなど話題性があったものがあれば具体的な内容を記載すること。

※直近の実績を優先して記載すること。

- (3) 過去実績を示す作品

参加者の過去の実績を示す作品

※観光地・風景・食に関するPR映像を1本以上提出すること（尺は問わない）。

※防疫に関するPR映像があればそれも提出すること。

(4) 会社概要 6部

※個人事業主においては個人事業の概要及び経歴のわかる資料

(5) 見積書 6部 (正本1部、副本(写し) 5部)

※なお、企画書等一式をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体を合わせて提出すること。

7 企画書等の提出

(1) 提出場所

6の提出書類を5の場所に提出すること。(郵送可)

(2) 提出期限

令和2年11月25日(水)午後5時15分必着

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約書の作成により契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

9 契約保証金

契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 企画書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

国際定期便利用促進協議会は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。本契約により製作された制作物の著作権は発注者に帰属する。

(4) その他

契約締結後においても新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、事業の延期又は中止等が生じる場合がある。その他詳細は、プロポーザル実施要領による。